

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	1	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	使用の許可		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町上熊井農産物直売所条例 (令和2年条例第8号)		
根 拠 条 項	<p>(使用の許可)</p> <p>第6条 直売所を使用する者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (条文において判断基準が具体的に定められているため)</p> <p>○鳩山町上熊井農産物直売所条例</p> <p>第7条 町長は、直売所を使用しようとする者が次のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 集団的又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</p> <p>(3) 施設、設備等 (以下「施設等」という。) を損傷するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) その他直売所の管理上支障があると認めるとき。</p>		
標 準 処 理 期 間	即日		
関 係 法 令 等	鳩山町上熊井農産物直売所条例第7条から第10条 鳩山町上熊井農産物直売所条例施行規則第3条から第3条		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	2	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	使用の変更許可		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町上熊井農産物直売所条例 (令和2年条例第8号)		
根 拠 条 項	<p>(使用の許可)</p> <p>第6条 直売所を使用する者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (条文において判断基準が具体的に定められているため)</p> <p>○鳩山町上熊井農産物直売所条例</p> <p>第7条 町長は、直売所を使用しようとする者が次のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 集団的又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</p> <p>(3) 施設、設備等 (以下「施設等」という。) を損傷するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) その他直売所の管理上支障があると認めるとき。</p>		
標 準 処 理 期 間	即日		
関 係 法 令 等	鳩山町上熊井農産物直売所条例第7条から第10条 鳩山町上熊井農産物直売所条例施行規則第3条から第5条		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	3	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	施設等使用料の還付		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町上熊井農産物直売所条例 (令和2年条例第8号)		
根 拠 条 項	<p>(使用料の還付)</p> <p>第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができ</p> <p>(1) 施設等の管理上、特に必要があるため町長が使用の許可を取り消したとき。</p> <p>(2) 使用者の責めに帰することができない理由により施設等を使用することができないとき。</p> <p>(3) その他町長が相当の理由があると認めるとき。</p>		
審 査 基 準	未設定 (条文において判断基準が具体的に定められているため)		
標 準 処 理 期 間	おおむね20日		
関 係 法 令 等	鳩山町上熊井農産物直売所条例第9条から第10条		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	4	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	販売の委託許可		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町上熊井農産物直売所条例 (令和2年条例第8号)		
根 拠 条 項	<p>(販売の委託)</p> <p>第12条 第3条第1号に規定する農産物等販売施設において、農産物等の販売を委託しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (条文において判断基準が具体的に定められているため)</p> <p>○鳩山町上熊井農産物直売所条例</p> <p>第15条 町長は、使用者が次のいずれかに該当するときは、使用許可の条件を変更し、使用を制限し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第6条第2項の規定による条件又は第7条の規定に違反したとき。</p> <p>第6条 直売所を使用する者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>2 町長は、管理上必要があると認めるときは、使用許可に条件を付すことができる。</p> <p>第7条 町長は、直売所を使用しようとする者が次のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 集团的又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</p> <p>(3) 施設、設備等 (以下「施設等」という。) を損傷するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) その他直売所の管理上支障があると認めるとき。</p>		
標 準 処 理 期 間	即日		
関 係 法 令 等	鳩山町上熊井農産物直売所条例第13条、第16条、第17条		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		

備	考
---	---

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	5	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	使用の許可		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町泉井交流体験エリア条例 (令和2年条例第9号)		
根 拠 条 項	<p>(使用の許可)</p> <p>第7条 交流体験エリアの施設等を使用する者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>2 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (条文において判断基準が具体的に定められているため)</p> <p>○鳩山町泉井交流体験エリア条例</p> <p>第9条 町長は、交流体験エリアを使用する者が次のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしない。</p> <p>(1) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認める場合</p> <p>(2) 集团的又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になると認める場合</p> <p>(3) 施設、備品等を損傷するおそれがあると認める場合</p> <p>(4) その他交流体験エリアの管理上支障があると認める場合</p>		
標 準 処 理 期 間	即日		
関 係 法 令 等	鳩山町泉井交流体験エリア条例第6条から第11条 鳩山町泉井交流体験エリア条例施行規則第2条、第3条		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	6	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	使用の変更許可		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町泉井交流体験エリア条例 (令和2年条例第9号)		
根 拠 条 項	<p>(使用の許可)</p> <p>第7条 交流体験エリアの施設等を使用する者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>2 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (条文において判断基準が具体的に定められているため)</p> <p>○鳩山町泉井交流体験エリア条例</p> <p>第9条 町長は、交流体験エリアを使用する者が次のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしない。</p> <p>(1) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認める場合</p> <p>(2) 集团的又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になると認める場合</p> <p>(3) 施設、備品等を損傷するおそれがあると認める場合</p> <p>(4) その他交流体験エリアの管理上支障があると認める場合</p>		
標 準 処 理 期 間	即日		
関 係 法 令 等	鳩山町泉井交流体験エリア条例第6条から第11条 鳩山町泉井交流体験エリア条例施行規則第2条、第3条		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	7	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	特別の設備の設置等の許可		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町泉井交流体験エリア条例 (令和2年条例第9号)		
根 拠 条 項	<p>(特別の設備の設置等の許可)</p> <p>第8条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設の使用に当たって特別な設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定(条文において判断基準が具体的に定められているため)</p> <p>○鳩山町泉井交流体験エリア条例</p> <p>第9条 町長は、交流体験エリアを使用する者が次のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしない。</p> <p>(1) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認める場合</p> <p>(2) 集团的又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になると認める場合</p> <p>(3) 施設、備品等を損傷するおそれがあると認める場合</p> <p>(4) その他交流体験エリアの管理上支障があると認める場合</p>		
標 準 処 理 期 間	即日		
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	8	処理機関(所管課)	産業振興課												
許 認 可 等 の 種 類	使用料の減免														
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町泉井交流体験エリア条例 (令和2年条例第9号)														
根 拠 条 項	(使用料) 第11条 略 2 前項の使用料は、町長が別に定める場合に限り、これを減額し、 又は免除することができる。 3 略														
審 査 基 準	未設定 (条文において判断基準が具体的に定められているため) ○鳩山町泉井交流体験エリア条例施行規則 第6条 条例第11条第2項に規定する町長が別に定める場合は、別表第2に定めるところによる。 別表第2 (第6条関係) <table border="1" data-bbox="320 1200 1331 1523"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>減免率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町が町の事業として使用する場合</td> <td>5割又は10割</td> </tr> <tr> <td>自治会等の地域の地縁団体が総会または役員会議で使用する 場合</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>町内に在住、在学する高校生が使用する場合</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>町立の幼稚園、小・中学校が教育の一環として使用する 場合</td> <td>5割又は10割</td> </tr> <tr> <td>その他町長が特に必要があると認めた場合</td> <td>5割又は10割</td> </tr> </tbody> </table>			区分	減免率	町が町の事業として使用する場合	5割又は10割	自治会等の地域の地縁団体が総会または役員会議で使用する 場合	5割	町内に在住、在学する高校生が使用する場合	5割	町立の幼稚園、小・中学校が教育の一環として使用する 場合	5割又は10割	その他町長が特に必要があると認めた場合	5割又は10割
区分	減免率														
町が町の事業として使用する場合	5割又は10割														
自治会等の地域の地縁団体が総会または役員会議で使用する 場合	5割														
町内に在住、在学する高校生が使用する場合	5割														
町立の幼稚園、小・中学校が教育の一環として使用する 場合	5割又は10割														
その他町長が特に必要があると認めた場合	5割又は10割														
標 準 処 理 期 間	即日														
関 係 法 令 等															
関 係 文 書 等															
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日														
備 考															

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	9	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	小口企業保証制度融資依頼申込の認可		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町小口企業保証制度融資依頼規則 (平成19年規則第24号)		
根 拠 条 項	<p>(融資の依頼等)</p> <p>第8条 町長は、前条の申込みを受けたときは鳩山町小口企業保証制度融資依頼審査会に諮り、融資依頼を適当と認めた者については、小口企業保証制度融資依頼書(様式第2号)に所定の事項を記載して関係金融機関に依頼するものとする。</p>		
審 査 基 準	<p>未設定(条文において判断基準が具体的に定められているため)</p> <p>【その他の基準となる法令、通知等】</p> <p>○鳩山町小口企業保証制度融資依頼規則 (申込者の資格)</p> <p>第6条 融資依頼の申込みをできる者は、次の要件を備えている者でなければならない。</p> <p>(1) 小規模企業者であって、町内に、店舗・工場又は事業所を有し、引き続き1年以上同一の事業(中小企業信用保険法施行令第1条に規定する事業)を営んでいること。</p> <p>(2) 町内に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)による住民票に記載されている者又は商業登記法(昭和38年法律第125号)による法人の登記をしていること。</p> <p>(3) 申込の日以前1年間における源泉徴収による所得税以外の所得税(法人の場合は、法人税)、事業税又は所得割(障害者控除額、寡婦控除額を控除されたことにより所得割の税額がなくなったものである場合は均等割、法人の場合は法人税割)のある県民税若しくは町税(国民健康保険税も含む)いずれかの納期が到来した税額があるものであって、かつ当該税額を完納していること。</p> <p>(4) 保証協会の代位弁済による求償債務を負担していない者であること。</p> <p>(5) 許可、認可、登録等を必要とする業種にあつては、その許認可等を取得していること。</p> <p>(融資依頼申込書の提出)</p> <p>第7条 融資の依頼を受けようとする者は、小口企業保証制度融資依頼申込書(様式第1号)及び添付書類を添えて町長に提出するものとする。</p> <p>○鳩山町小口企業保証制度融資依頼規則施行規程 (添付書類)</p>		

第3条 規則第7条に規定する小口企業保証制度融資依頼申込書の添付書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 直近3期分の確定申告書又は決算書 1通
- (2) 残高試算表 1通
- (3) 所得税（法人の場合は、法人税）、事業税、県民税及び町税の納税証明書 1通
- (4) 従業員数の確認資料 1通
- (5) 申込者の住民票 1通（法人の場合は、商業登記簿謄本、定款 各1通）
- (6) 設備資金の場合は、設備の内容を明らかにした見積書、設計図、工事請負契約書
その他参考となる書類 各 1通
- (7) その他町長が必要と認める書類

（現地調査）

第4条 町長は、融資依頼申込みをした者について、町の関係職員又は金融機関（規則第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）により必要な調査を行わせるものとする。

標準処理期間	20日
関係法令等	鳩山町小口企業保証制度融資依頼規則第6条、第7条 鳩山町小口企業保証制度融資依頼規則施行規程第3条、第4条
関係文書等	
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	10	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	施設等使用許可及び許可事項変更許可		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町亀井農村センター条例 (平成22年条例第6号)		
根 拠 条 項	<p>(使用の許可)</p> <p>第5条 農村センターの施設等を使用しようとする者は、規則で定める使用許可申請書を町長に提出し、許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (許可等の基準が、以下のとおり、条例第7条において規定されているため、審査基準は設定しない。)</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第7条 町長は、農村センターの使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認める場合</p> <p>(2) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認める場合</p> <p>(3) その他農村センターの管理運営上支障があると認める場合</p>		
標 準 処 理 期 間	1日		
関 係 法 令 等	鳩山町亀井農村センター条例第7条 鳩山町亀井農村センター条例施行規則第3条、第4条		
関 係 文 書 等	-		
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考	-		

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	11	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	特別の設備の設置等の許可		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町亀井農村センター条例 (平成22年条例第6号)		
根 拠 条 項	<p>(特別の設備の設置等の許可)</p> <p>第6条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設の使用にあたって特別な設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p>		
審 査 基 準	<p>未設定(許可等の基準が、以下のとおり、条例第7条において規定されているため、審査基準は設定しない。)</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第7条 町長は、農村センターの使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認める場合</p> <p>(2) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認める場合</p> <p>(3) その他農村センターの管理運営上支障があると認める場合</p>		
標 準 処 理 期 間	1日		
関 係 法 令 等	鳩山町亀井農村センター条例第7条 鳩山町亀井農村センター条例施行規則第3条、第4条		
関 係 文 書 等	-		
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考	-		

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	12	処理機関(所管課)	産業振興課												
許 認 可 等 の 種 類	施設等使用料の減免														
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町亀井農村センター条例 (平成22年条例第6号)														
根 拠 条 項	<p>(使用料)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の使用料は、町長が別に定める場合に限り、これを減額し、又は免除することができる。</p> <p>3 略</p>														
審 査 基 準	<p>未設定 (許可等の基準が、以下のとおり、条例施行規則第7条 (別表) において規定されており、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断も必要なため、審査基準を設定しない。)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 条例第9条第2項に規定する町長が別に定める場合は、別表に定めるところによる。</p> <p>別表 (第7条関係)</p> <p>鳩山町亀井農村センター使用料減額及び免除割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>減免率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町が町の事業として使用する場合</td> <td>5割又は10割</td> </tr> <tr> <td>自治会等の地域の地縁団体が、総会又は役員会議で使用する場合</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>町内に在住、在学する高校生が使用する場合</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>町立の幼稚園、小・中学校が教育の一つとして使用する場合</td> <td>5割又は10割</td> </tr> <tr> <td>その他町長が特に必要があると認めた場合</td> <td>5割又は10割</td> </tr> </tbody> </table>			区分	減免率	町が町の事業として使用する場合	5割又は10割	自治会等の地域の地縁団体が、総会又は役員会議で使用する場合	5割	町内に在住、在学する高校生が使用する場合	5割	町立の幼稚園、小・中学校が教育の一つとして使用する場合	5割又は10割	その他町長が特に必要があると認めた場合	5割又は10割
区分	減免率														
町が町の事業として使用する場合	5割又は10割														
自治会等の地域の地縁団体が、総会又は役員会議で使用する場合	5割														
町内に在住、在学する高校生が使用する場合	5割														
町立の幼稚園、小・中学校が教育の一つとして使用する場合	5割又は10割														
その他町長が特に必要があると認めた場合	5割又は10割														
標 準 処 理 期 間	1日														
関 係 法 令 等	鳩山町亀井農村センター条例施行規則第7条														

関係文書等	-
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	-

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	13	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	施設等使用料の還付		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町亀井農村センター条例 (平成22年条例第6号)		
根 拠 条 項	(使用料の還付) 第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が別に定める場合に限り、その全部又は一部を還付することができる。		
審 査 基 準	<p>未設定 (許可等の基準が、以下のとおり、条例施行規則第8条 (別表) において規定されているため、審査基準を設定しない。)</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第8条 条例第10条ただし書の規定による町長が別に定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 施設の使用の許可を受けた者 (以下「使用者」という。) の責任によらない事由によって使用できないとき全額</p> <p>(2) 使用者が使用開始日の10日前までに第3条第1項に規定する変更許可申請書により使用の取消しを申請したとき全額</p>		
標 準 処 理 期 間	1日		
関 係 法 令 等	鳩山町亀井農村センター条例施行規則第8条		
関 係 文 書 等	-		
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考	-		

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	14	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	施設等使用許可及び許可事項変更許可		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町農村公園条例 (平成22年条例第5号)		
根 拠 条 項	<p>(使用の許可)</p> <p>第6条 農村公園の施設等を使用しようとする者は、規則で定める使用許可申請書を町長に提出し許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (許可等の基準が、以下のとおり、条例第8条において規定されているため、審査基準は設定しない。)</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第8条 町長は、農村公園の使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認める場合</p> <p>(2) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認める場合</p> <p>(3) その他農村公園の管理運営上支障があると認める場合</p>		
標 準 処 理 期 間	1日		
関 係 法 令 等	鳩山町農村公園条例第8条 鳩山町農村公園条例施行規則第3条、第4条		
関 係 文 書 等	-		
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考	-		

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	15	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	特別の設備の設置等の許可		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町農村公園条例 (平成22年条例第5号)		
根 拠 条 項	<p>(特別の設備の設置等の許可)</p> <p>第7条</p> <p>使用の許可を受けた者は、(以下「使用者」という。)は、施設の使用に当たって特別な設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (許可等の基準が、以下のとおり、条例第8条において規定されているため、審査基準は設定しない。)</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第8条 町長は、農村公園の使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認める場合</p> <p>(2) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認める場合</p> <p>(3) その他農村公園の管理運営上支障があると認める場合</p>		
標 準 処 理 期 間	1日		
関 係 法 令 等	鳩山町農村公園条例第8条 鳩山町農村公園条例施行規則第3条、第4条		
関 係 文 書 等	-		
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考	-		

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	16	処理機関(所管課)	産業振興課												
許 認 可 等 の 種 類	施設等使用料の減免														
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町農村公園条例 (平成22年条例第5号)														
根 拠 条 項	<p>(使用料)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の使用料は、町長が別に定める場合に限り、これを減額し、又は免除することができる。</p>														
審 査 基 準	<p>未設定 (許可等の基準が、以下のとおり、条例施行規則第7条 (別表第2) において規定されており、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断も必要なため、審査基準を設定しない。)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 条例第10条第2項に規定する町長が別に定める場合は、別表第2に定めるところによる。</p> <p>別表第2 (第7条関係)</p> <table border="1" data-bbox="317 1285 1291 1657"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>減免率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町が町の事業として使用する場合</td> <td>5割又は10割</td> </tr> <tr> <td>自治会等の地域の地縁団体が、総会又は役員会議で使用する場合</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>町内に在住、在学する高校生が使用する場合</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>町立の幼稚園、小・中学校が教育の一つとして使用する場合</td> <td>5割又は10割</td> </tr> <tr> <td>その他町長が特に必要があると認めた場合</td> <td>5割又は10割</td> </tr> </tbody> </table>			区分	減免率	町が町の事業として使用する場合	5割又は10割	自治会等の地域の地縁団体が、総会又は役員会議で使用する場合	5割	町内に在住、在学する高校生が使用する場合	5割	町立の幼稚園、小・中学校が教育の一つとして使用する場合	5割又は10割	その他町長が特に必要があると認めた場合	5割又は10割
区分	減免率														
町が町の事業として使用する場合	5割又は10割														
自治会等の地域の地縁団体が、総会又は役員会議で使用する場合	5割														
町内に在住、在学する高校生が使用する場合	5割														
町立の幼稚園、小・中学校が教育の一つとして使用する場合	5割又は10割														
その他町長が特に必要があると認めた場合	5割又は10割														
標 準 処 理 期 間	1日														
関 係 法 令 等	鳩山町農村公園条例施行規則第7条														
関 係 文 書 等	-														

審查基準設定年月日	年 月 日
備 考	-

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	17	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	施設等使用料の還付		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町農村公園条例 (平成22年条例第5号)		
根 拠 条 項	<p>(使用料の還付)</p> <p>第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が別に定める場合に限り、その全部又は一部を還付することができる。</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (許可等の基準が、以下のとおり、条例施行規則第8条において規定されているため、審査基準を設定しない。)</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第8条 条例第11条ただし書の規定による町長が別に定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 施設の使用の許可を受けた者 (以下「使用者」という。) の責任によらない事由によって使用できないとき全額</p> <p>(2) 使用者が使用日の10日前までに第3条第1項に規定する変更許可申請書により使用の取消しを申請したとき全額</p>		
標 準 処 理 期 間	1日		
関 係 法 令 等	鳩山町農村公園条例施行規則第8条		
関 係 文 書 等	-		
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考	-		